

税務  
Q&A

## 中小企業投資促進税制の上乗せ措置について

**Q** 資本金2,000万円の当社は、平成28年2月1日に取得した機械装置が租税特別措置法42条の6に規定する中小企業投資促進税制の適用要件を満たしていたことから、平成28年2月期で取得価額の7%相当額の税額控除をしました。

ただ、7月になってから、その機械装置については生産性向上設備等のA類型の証明書がもらえることが判明しました。

もし平成29年2月期の申告までにその機械装置について生産性向上設備等・A類型の証明書が入手できた場合、平成29年2月期で3%の上乗せ措置が適用できますか。

**A** 平成26年度改正により、中小企業投資促進税制が拡充され、中小企業者等が従来からの制度の対象である「特定機械装置等」のうち、生産性向上設備投資促進税制の対象である「特定生産性向上設備等」に該当するものを取得等した場合に、「上乗せ措置」の適用を受けることができます。

すなわち、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に、特定機械装置等で特定生産性向上設備等に該当するものを取得等してこれを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限る。）において、その特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）と税額控除限度額（その取得価額の7%（特定中

小企業者等は10%）相当額をいう。）の税額控除との選択適用ができる（措置法42の6（2）（8））とされました。

つまり、特定機械装置等に該当した場合には、特別償却は取得価額の30%が、税額控除は特定中小企業者等に限って取得価額の7%が限度として適用となるところ、特定機械装置等に該当し、さらにそれが特定生産性向上設備等にも該当した場合には、特別償却は即時償却までの70%が、税額控除は中小企業者等にあつては7%が、特定中小企業者等にあつては10%までの3%が上乗せ適用できることとなり、これがいわゆる「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」と言われるものです。

なお、この税額控除における税額控除限度額は、その事業年度の20%相当額（特定機械装置等の7%の税額控除がある場合には、その金額を控除した残額）が上限となります（措置法42の6（8））。

ご質問の場合、貴社は平成28年2月1日に取得した機械装置については、中小企業投資促進税制適用対象として、これをその指定事業の用に供した平成28年2月期に税額控除（取得価額の7%）を適用しています。したがって、既に中小企業投資促進税制を適用済みですから、仮にその機械装置が生産性向上設備等に該当するとのA類型の証明書を発行してもらえた場合であっても、それにつき、平成29年2月期で取得価額の3%相当額を上乗せする税額控除することできません。

出典：TKC全国会税務Q&Aデータベース

ビジネスシーンに  
自動ブレーキ搭載で  
大きな安心と安全を。



自動ブレーキ(エマージェンシーブレーキ)\*  
ミリ波レーダーで前方の車両を検知、衝突の可能性が高まるとメーター内の警告灯やブザーによりドライバーに回避操作を促します。万一、ドライバーが安全に減速できなかった場合には、自動的に緊急ブレーキを作動させて衝突を回避、または衝突時の被害や被害を軽減します。  
\*グレード別設定

**GN群馬日産** 本社/前橋市城東町1丁目6-8  
TEL (027) 231-2123



日産 自動ブレーキ 検査

NV350キャラバン

photo:パシフィック・エクスプレス/日産自動車「エマージェンシーブレーキパッケージ」AT 2000 2WD ロングボディ/標準ルーフ/低床\*メーカーオプション装着車